

教育学研究科の教育課程等

1. 修学の形態・方法

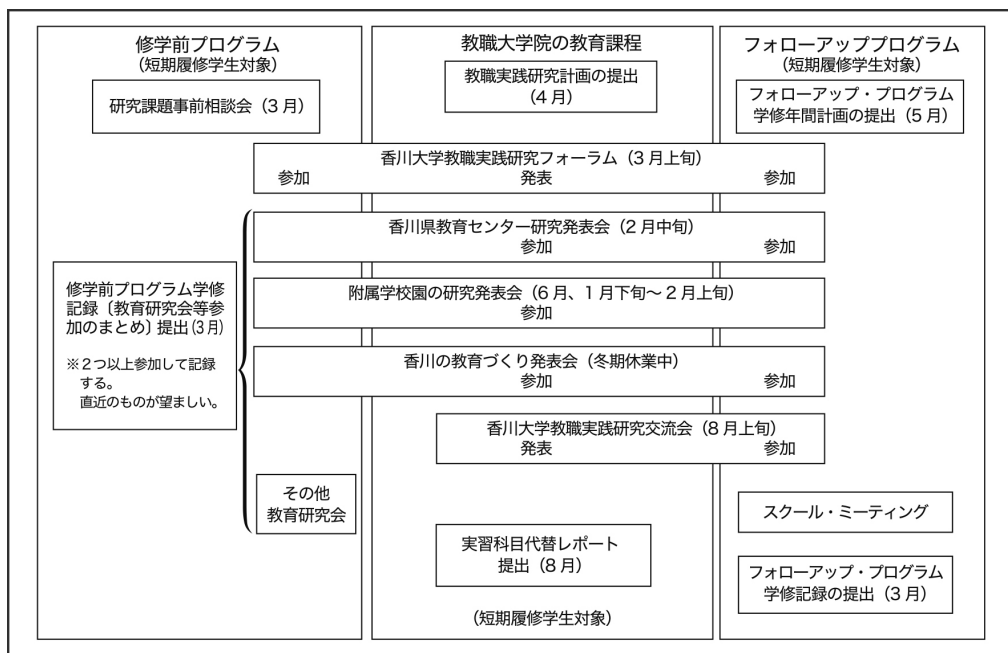
(1) 授業時間

教育学研究科の授業時間は第1校時から第7校時までとし、前期、後期を通して次のとおりとする。

第1校時	8時50分	～	10時20分
第2校時	10時30分	～	12時00分
第3校時	13時00分	～	14時30分
第4校時	14時40分	～	16時10分
第5校時	16時20分	～	17時50分
※ 第6校時	18時00分	～	19時30分
※ 第7校時	19時40分	～	21時10分
※ 夜間開講による修学の場合			

(2) 短期履修学生制度

短期履修学生制度は、5年以上の教職経験があり、かつ教育委員会等からの推薦がある者が申請できる制度である。標準履修で2年次に開講される授業科目を早期に履修し、1年間での修了を可能にするものである。厳正な審査により認められた者に適用する。認定された者は、「学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ（4単位）」を免除される。代わりに、入学前の「教職大学院修学前プログラム」、前期修了後の「学校臨床実習代替レポート」、修了後の1年以上（最大3年）の「教職大学院フォローアップ・プログラム」（11頁を参照）が必修として課せられる。



* 他都道府県の学校に在籍の者については各都道府県主催の研究会等で一部代替可能

(3) 長期履修学生制度

長期履修学生制度は、職業（学校や教育関連施設等の非常勤講師など）を有している等の理由で、教育課程を長期に設定して計画的に履修しようとする者のための制度である。この制度では、標準修業年限（2年）を超えて4年間を上限として履修計画を立て、長期履修学生として在籍することが可能である。長期履修学生として認められた場合の授業料は、履修期間にかかわらず、原則2年間で払うべき授業料総額を、3年又は4年に分割して支払うことができる。香川大学大学院教育学研究科においては、小学校教員免許取得コースの学生にも長期履修学生制度を適用している。

2. 履修基準及び履修方法

I 高度教職実践専攻

(1) 履修基準及び履修方法

区分	領域・授業科目	単位	履修方法
共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域（1科目） 教科等の実践的な指導法に関する領域（3科目） 生徒指導及び教育相談に関する領域（3科目） 学級経営及び学校経営に関する領域（2科目） 学校教育と教員の在り方に関する領域（2科目） 研究倫理に関する領域（1科目）	19 選択 必修	6領域すべてから最低1科目・2単位（研究倫理に関する領域については1単位）ずつ選択して履修し、計19単位以上を修得する。
コース科目	学校力開発領域 授業力開発領域 特別支援力開発領域 教職実践研究Ⅰ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） 教職実践研究Ⅱ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発）	18 選択 必修	教職実践研究Ⅰ・Ⅱを含み、所属するコースの領域から最低7科目・14単位を履修し、計18単位以上を修得する。
実習科目	学校臨床基礎実習Ⅰ（授業力開発・特別支援力開発） 学校臨床基礎実習Ⅱ（授業力開発・特別支援力開発） ※学校臨床実習Ⅰ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） ※学校臨床実習Ⅱ（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） 探究実習（学校力開発・授業力開発・特別支援力開発） 学校力開発実習Ⅰ 学校力開発実習Ⅱ 授業力開発実習Ⅰ 授業力開発実習Ⅱ 特別支援教育指導実習Ⅰ 特別支援教育指導実習Ⅱ	10 必修	学部卒学生については学校臨床基礎実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習及び各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。 現職教員学生については学校臨床実習Ⅰ・Ⅱ、探究実習、各コースの実習Ⅰ・Ⅱを履修し、計10単位を修得する。 短期履修学生制度を利用する場合は、実習科目のうち4単位（※印）を免除することができる。
合 計		47	

(2) 履修科目の登録の上限

短期履修学生は年間53単位、それ以外の学生は年間44単位を上限とする。

3. 開講授業科目

開講する授業科目は、「別表1. 開講授業科目表（P. 16～21）」のとおりとする。

4. 履修手続等

学生は、いずれかのコースに所属し、教員の指導のもとに、履修基準に定める必要な単位を修得し

なければならない。

(1) 受講登録について

- ① 開講授業科目表、時間割表及びシラバス（Web 閲覧）により受講科目を決定する。
- ② 教育学研究科授業科目履修表（前期・後期・通年）に記入し、所属する指導教員の承認を得ておく。
- ③ 指定の期間内（行事予定表に記載の期間）に、教務システム（Dream Campus）により履修登録（入力）する。追加や取消等の変更・修正は、履修期間内であれば何度でも可能である。履修登録を終えたら、時間割表を2部（提出用・保管用）プリントアウトする。
- ④ 履修表及び時間割表を所定の期日までに、学務係に提出する。
- ⑤ 学年の途中において新しく開講される科目については、期間を定めて履修登録を認める。
- ⑥ 重複申請は認めない。
- ⑦ 履修登録をしていない科目については、単位を与えない。
- ⑧ 学部の授業を履修しようとする場合は、「科目履修願」を所定の期日までに、学務係に提出すること。（P. 8 8. 学部授業の履修 参照） なお、履修登録は学務係が行う。

(2) 定期試験等について

- ① 定期試験は、各科目についてその年度の授業担当教員が受験有資格者に対して行う。
- ② 受験資格は、受講登録した科目の授業等に開講時間の2/3以上出席した者に与える。
- ③ 試験時間割は、試験実施（第1日）の1週間前に発表する。
- ④ 特定の科目については、研究報告の提出をもって試験に代えることがある。
- ⑤ 次の定期試験受験心得を遵守すること。
 - ア 試験を受けようとする者は、定められた時刻に試験場に入場し、監督員の指示にしたがって着席すること。
 - イ 座席に着席したときは、学生証を机の上に呈示すること。
学生証を忘れた者は、学務係で仮学生証の交付を受けてから受験すること。
 - ウ 遅刻者は、監督員の許可を得て入室すること。30分以上遅刻した者は、受験資格がない。
 - エ 答案ができて、開始後30分間は退場しないこと。
 - オ 試験場に入場した者は、必ず答案を提出すること。
 - カ その他監督員の指示にしたがうこと。
- ⑥ 試験において不正行為があった場合には、研究科教授会の議を経て処置する。

(3) 追試験について

- ① 定期試験当日不時の災害、病気、3親等以内の親族の死亡、その他止むを得ない事情があり受験できなかった者については、願い出により、特定の科目につき追試験を行うことがある。
- ② 上記の場合の願い出は、定期試験終了後1週間以内に願書及びその理由を証明する書類を学務係に提出すること。
- ③ 追試験は、原則として定期試験終了後1週間以内に行うものとする。
ただし、学年末試験についてはこの限りでない。

5. 単位の認定及び成績評価基準

(1) 単位の認定

本研究科における学習の形態は、次の三つの形態に分けられるが、すべて 45 時間の有効な学習活動を基本として 1 単位を構成する。

① 講義を主とするもの 教室内講義 15 時間 教室外学習 30 時間

講義は、1 週 2 時間（本研究科では、1 校時は 2 時間相当となっている。）で一期間（15 週）学習し、試験に合格すれば 2 単位が認定される。

② 演習を主とするもの 教室内演習 15 時間 教室外学習 30 時間

演習は、1 週 2 時間（本研究科では、1 校時は 2 時間相当となっている。）で一期間（15 週）学習し、試験に合格すれば 2 単位が認定される。

③ 実験又は実習を主とするもの 実験又は実習 45 時間

実験又は実習は、1 週 2 時間（本研究科では、1 校時は 2 時間相当となっている。）で一期間（15 週）学習し、試験に合格すれば 1 単位が認定される。ただし、教職大学院における実習は除く。

(2) 成績評価基準

① 各授業科目の成績評価は、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。

② 成績評価基準は次のとおりとする。

学則に定める標語	秀	優	良	可	不可
評 点	90以上	80～90未満	70～80未満	60～70未満	60未満

③ 一度修得した単位は取り消すことができない。

④ 一度履修し単位を修得した授業科目は、再度単位を授与しない。

⑤ 成績は、履修登録期間の 1 週間前に教務システム（Dream Campus）で発表する。

6. 標準修業年限

標準修業年限は、2 年とする。在学期間は当該課程の標準修業年限の 2 倍を超えることはできない。

7. 修了の要件

高度教職実践専攻では、2 年（短期履修学生は 1 年）以上在学し、教職実践研究において成果を報告し、実践研究報告をまとめ、その審査に合格するとともに、専攻で定めた授業科目 47 単位以上を修得した者に、教職修士（専門職）の学位を授与する。

8. 学部授業の履修

教育学研究科学生が、学部開講科目を教員免許状取得するため等教育上有益と認められる場合は、次のとおり履修することができる。

(1) 学部学生の履修に支障のない限り、教育学部開講の授業科目を履修することができるものとする。

(2) 在学中に履修することができる授業科目の単位数は 28 単位までとし、1 年間に 14 単位以内とする。

- (3) 履修した授業科目の単位の認定については、本学学則第 53 条の規定を準用する。
- (4) 学部授業の履修を希望する者は、予め授業担当教員の承認を得て科目履修願を所定の期日までに提出しなければならない。
- (5) 介護実践演習、教育実践演習・特別支援教育実践演習（事前・事後指導）及び教育実習を受講するためには、麻疹の抗体を有しており、学生賠償保険に加入し、健康診断を受けていなければならない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、麻疹の抗体を有しているとみなす。
 - ①介護実践演習……介護等体験説明会（1月開催）に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、指定の期日までに申し込むこと。
 - ②教育実践演習・特別支援教育実践演習（事前・事後指導）……教育実習に行くためには必ず受講しなければならない。ただし、既に教員免許状を有している場合は、事前指導（5コマ分）のみの受講で構わない。
 - ③教育実習……教育実習説明会（1月開催）に参加しなければならない。ただし、時期的に無理な場合は、個別に学務係で説明を受け、「教育実習調書」を指定の期日までに提出して申し込むこと。
 - ④「教育実習の意義と心構え」及び「直前教育（各附属学校園ごとに実施）」には必ず参加すること。
- (6) 学部授業の履修を許可された場合の検定料、入学料及び授業料は無料とする。ただし、介護実践演習及び教育実習の実習経費は自己負担とする。

9. 教育学研究科小学校教員免許取得コース履修上の注意

- (1) 学部授業科目と大学院授業科目を履修するため、3年間の在学期間を必要とする。
- (2) 指導教員等と相談の上、大学院教育を中核とした履修計画を作成し、学部授業の履修が大学院教育の支障とならないようにする。
- (3) 小学校教諭免許状に必要な単位の履修については、上限を設けないが、あくまでも大学院教育を中核とした履修計画を立てなければならない。（表1～2）
- (4) 教育実習は2年次の9月に行い、実習の事前・事後指導は、その前後で履修する。
- (5) 「教職実践演習」は、原則、3年後期に履修する。
- (6) 「介護実践演習」は、できるだけ1年後期で履修しておく。
- (7) 小学校教諭免許状の取得を取り止める場合は、1年次の2月末日までに「長期履修期間取消願」を提出して、コースの受講を中止しなくてはならない。
- (8) 小学校教諭免許状以外の免許状取得のために履修できる学部授業科目の単位数は、3年間で28単位以内とする。ただし、年間14単位を超えないこととする。

表1 修了までに必要な単位数

(中学校・高等学校・幼稚園いずれかの一種免許状を所持している者の場合)

科目の内訳	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	30
教育の基礎的理解に関する科目	2
道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	7
教育実践に関する科目	2
大学が独自に設定する科目	2
大学院修了要件の科目	47
合 計	90

※他に社会福祉施設などでの介護等体験が7日間必要である。(中学校免許状所持者を除く。)

表2 標準的な単位取得計画

(中学校・高等学校・幼稚園いずれかの一種免許状を所持している者の場合)

区 分	学部	大学院	計
1年目	22	21	43
2年目	17	16	33
3年目	4	10	14
合 計	43	47	90

10. 教育職員免許状の取得方法

- (1) 本研究科で取得できる専修免許状の種類及び教科は別表2（P. 22）のとおりである。また、専修免許状取得に使用できる授業科目は別表3（P. 23）のとおりである。
- (2) 専修免許状を取得するためには、別表3に示した授業科目を24単位取得しなければならない。
※専攻における履修基準を満たしたからといって、専修免許状の所要資格を取得したことにはならないこともありうるので、各自が計画的に必要な単位を修得すること。
※教育職員免許状の所要資格は、教育職員免許法（P. 24～27）を参照すること。
- (3) 専修免許状の申請については、修了年度11月開催の教員免許状申請説明会において下記申請書類を配付し、教職支援グループで取りまとめの上、香川県教育委員会に一括申請をしている。教職支援グループへの提出期限までに書類を提出しない場合は、修了後の個人申請となり、修了年度内に教員免許状を受け取ることができないので注意すること。
 - 申請書類一覧（一括申請する場合）：教職支援グループ
 - ・教育職員普通免許状授与願（取得免許状の種類・教科ごとに1枚）
 - ・宣誓書 1枚
 - ・履歴書 1枚
 - ・その他必要書類（例：介護等体験証明書、教員免許状授与証明書等）
 - 教員免許状申請窓口（個人申請する場合）：香川県教育委員会義務教育課
- (4) 在学中に一種免許状の申請をする場合は、事前に学務係に相談すること。
- (5) 一種免許状取得のための不足単位については、個人で香川県教育委員会に確認しておくこと。
※確認のため、出身大学の「学力に関する証明書」が必要である。

11. 教職大学院フォローアップ・プログラム（高度教職実践専攻のみ）

高度教職実践専攻を修了した教員に「理論と実践の融合」を定着させ、「学び続ける教員像」を浸透させる取り組みとして、教職大学院フォローアップ・プログラムを設ける。

毎年3月末までにプログラム受講の申請を受け付ける。修了後最低1年間、下記に示すプログラムを修了した者に活動認定を与える。概ね3年以上の活動認定を有し、優れた教育実績をあげた者に、教職大学院として優秀教員表彰を行う。

教職大学院フォローアップ・プログラム

プログラムを受講する教員と在籍校、教職大学院担当教員、県教育委員会の協働により、下記の内容を実施する。

- ・年間を通したフォローアップ・プログラムの計画策定・実践・省察
- ・実践成果に基づいたスクール・ミーティング（教職大学院担当教員を含めた校内研修）
- ・香川県教育委員会主催の「香川の教育づくり発表会」（香川県以外の教員はそれに代替する教育実践研究発表）における発表・参加
- ・教職大学院主催の「教職実践研究交流会」「教職実践研究フォーラム」の参加

12. 香川県教育委員会・香川県教育センターとの共同企画による教員研修連携科目の履修

香川県教育委員会及び香川県教育センターと連携し、教員研修とタイアップした授業科目として「学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり」および「学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究」を開講する。これらは学校力開発コースのコース科目であるが、いずれのコースの学生も受講できる。

なお、「学校の危機管理研究Ⅰ：校内体制づくり」、「学校の危機管理研究Ⅱ：個別事例研究」ともに前期集中として実施する。

また、共通科目「発達支援を視点とした教育とアセスメント」、授業力開発コースのコース科目「子ども理解と学習指導」「道徳授業の実践研究」（いずれも前期）は、授業の一部を香川県教育センターの教員研修と連携する。連携授業の受講証明書の所持者は、取得の翌年度から3カ年に限り、自己申請により、「中堅教諭資質向上研修Ⅰ・Ⅱ」の一部免除を希望することができる。

13. 単位互換制度について（高度教職実践専攻のみ）

鳴門教育大学学校教育研究科高度学校教育実践専攻、愛媛大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻との単位互換協定により、各大学から提供された授業科目を履修し、そこで修得した単位を本専攻において修得したものとみなすことができる。ただし、修了要件には含まない。連携大学から提供される授業科目及び履修方法については別途通知する。

なお、他大学学生への提供科目として「学校教育における今日的課題～道徳教育及び特別支援教育の観点から～（1単位）」を開講するが、本学の学生は履修できない。